

事 務 連 絡

令和 2年 3月 19日

関係所属長 殿

岡山県教育庁福利課福利厚生班

### 人事異動等に係る財形貯蓄の取扱いについて

財形貯蓄加入対象者は、県費負担教職員のうち、給与等が電算処理されている教職員（期限付職員は除く）に限られていることから、人事異動等に伴い、県費負担から外れる場合や休業等で給与等の電算処理が停止される場合には、加入者自身で契約している金融機関等に連絡し、手続を行う必要がありますので、関係職員への周知をお願いします。

#### 記

#### 1 預入が中止となる者

##### (1) 該当者

現在財形貯蓄をしている者で、派遣等で岡山県から給与支給がなくなる者（岡山市立の小・中・高等学校へ異動する者を含む。）

##### (2) 手続内容

各自で3月中に契約している金融機関等へ連絡し、岡山県での財形貯蓄の「中断」の手続を行ってください。4月以降は岡山県での財形貯蓄の継続はできないため、継続を希望する場合は手続等を新所属へ確認してください。

#### 2 預入を再開することができる者

##### (1) 該当者

今年度まで派遣等で岡山県から給与支給がなかった者（岡山市立の小・中・高等学校から転入する者を含む。）で、来年度から派遣解除等により岡山県からの給与支給が再開される者

##### (2) 手続内容

各自で契約している金融機関等へ連絡し、岡山県での財形貯蓄の「復活」の手続を行ってください。再開は、最速で5月給与からとなります。

#### 3 その他

休業等（育児休業、病気休職、配偶者同行休業、自己啓発休業、大学院修学休業等）で無給になる者についても、各自で契約金融機関等へ連絡し、「中断」の手続を行う必要が

あります。また、給与の支給が再開する場合には必ず「復活」の手続を行ってください。  
「復活」の手続をしない限り自動的に財形貯蓄の預入が始まることはありませんので、御注意ください。

退職者については、4月以降自動的に預入が終了しますので、県への手続はありませんが、金融機関等によっては退職に係る手続が必要となる場合がありますので、各自契約している金融機関等へ確認してください。

また、再任用後の新規契約はできませんが、退職以前から財形貯蓄を行っている場合で継続を希望するときは、引き続き預入することができますので、契約している金融機関等で手続を行ってください（「財形控除預入等依頼書」には新たな職員番号を記入し、右上の余白に「再任用継続」と記載してください）。

〈本件担当〉  
教育庁福利課福利厚生班  
藤村 086-226-7603